## 労災保険率及び第1種特別加入保険料率表

(平成30年4月1日改定) (単位:1/1,000)

事業の種類の分類	事業の種類	改定後	(単位:1/1  現行	変化
		60	60	
	   海面海業(定置網海業▽は海面角類善殖業を除く )	18	19	7
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88	88	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	7
	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	7
	採石業	49	52	\
	その他の鉱業	26	26	
	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	7
建設事業	道路新設事業	11	11	+
	舗装工事業	9	9	<del>                                     </del>
	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5	11	
	                 	12	15	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	- 4
	その他の建設事業	15	17	
	食料品製造業	6	6	- 4
女	良科の袋や未   繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	_
	「本材又は木製品製造業	14	14	7
	パルプ又は紙製造業	6.5	7	_
		-		-
	印刷又は製本業	3.5	3.5	-
	化学工業	4.5	4.5	1
	ガラス又はセメント製造業	6	5.5	1
	コンクリート製造業	13	13	
	陶磁器製品製造業	18	19	7
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5	7	4
	非鉄金属精錬業	7	6.5	1
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5	5.5	
	鋳物業	16	18	7
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10	10	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。) 	6.5	6.5	_
	めつき業	7	7	
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、  光学機械、時計等製造業を除く。)	5	5.5	7
	電気機械器具製造業	2.5	3	7
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4	4	
	船舶製造又は修理業	23	23	
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5	2.5	
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	1
	その他の製造業	6.5	6.5	1
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	4.5	
運輸業	プログラス   1   1   1   1   1   1   1   1   1	9	9	+
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9	9	
	港湾荷役業	13	13	
 電気、ガス、水道				
又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	1
	ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	\
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	\
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
	その他の各種事業	3	3	
	船舶所有者の事業	47	49	7

## 第2種特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定) (単位:1/1,000)

			(+III · I/ I	,000/
事業又は作業の 種類の番号	事業又は作業の種類	改定後	現行	変化
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業 (個人タクシー、個人貨物運送業者)	12	13	7
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18	19	`
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45	46	\
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52	52	
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7	7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14	14	
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48	49	7
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業(指定農業機械従事者)	3	3	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3	3	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15	16	7
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6	7	7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号二の作業(陶磁器製造の作業)	17	17	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3	4	7
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号への作業(仏壇、食器の加工の作業)	18	18	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3	3	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9	9	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3	4	\
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5	6	7

(第23条の3関係)

## 第3種特別加入保険料率

	(据え置き)		
海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	

別表2(第13条関係)

## 労務費率表

(平成30年4月1日改定)

事業の種類の分類 事業の種類	改定後	現行	変化
建 設 事 業 水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
道路新設事業	19%	20%	>
舗装工事業	17%	18%	\
鉄道又は軌道新設事業	24%	25%	>
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%	23%	
既設建築物設備工事業	23%	23%	
機械装置の組立て又は据付けの事業			
組立て又は取付けに関するもの	38%	40%	1
その他のもの	21%	22%	7
その他の建設事業	24%	24%	